

近畿地方整備局
資料配布

配布	平成21年10月23日
日時	14時

件名	建設業法違反容疑で逮捕されたことによる指名停止措置について (株)ダイショウテック
----	--

概要	近畿地方整備局は、(株)ダイショウテックの代表取締役らが建設業法違反容疑で逮捕されたことについて、平成21年10月23日、指名停止の措置を行った。
----	---

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-1141 総務部契約課長 中村 学 (内線 2511) 総務部契約課長補佐 赤穂 好宏 (内線 2512)
------	---

平成21年10月23日

近畿地方整備局

(株)ダイショウテックに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

大阪府警は平成21年9月25日、(株)ダイショウテックの代表取締役及び取締役の2人を建設業法違反(経營業務の管理責任者届出違反)の容疑で逮捕、大阪地検に送致した。

同社は同年3月、当時の役員が山口組系暴力団組員だったため、大阪府警より公共工事からの排除を通報され、当局や大阪府などから入札参加除外措置を受けていた。

逮捕容疑は、除外措置から逃れようとして、同人物が2月末で役員を辞任していたとする登記変更を行ったが、同人物が務めていた管理責任者の後任が見つからず、期限内に新たな選任届を府知事に提出しなかったとされる。

2. 指名停止措置理由

この行為は、建設業法違反行為であり、本件事業者に対し、以下の措置を行うものである。

指名停止業者： (株)ダイショウテック
大阪府大阪市西成区南津守7-3-8-2F
代表取締役 塩崎 修造

3. 指名停止の期間

(株)ダイショウテックの代表取締役及び取締役が建設業法違反容疑で逮捕されたことは、指名停止措置要領別表2-13に該当するものであり、総合的に判断して下記のとおり指名停止措置を行う。

指名停止機関： 近畿地方整備局 他地整における指名停止措置はありません。
指名停止期間： 平成21年10月23日から平成22年3月22日まで(5ヵ月)

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表2-13

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)